

令和4年度

専修学校専門課程（専門学校）における  
障害のある学生・生徒への支援にかかる  
理解・啓発セミナー

京都大学 学生総合支援機構  
村田 淳

国立高等専門学校機構本部・日本学生支援機構客員研究員  
船越 高樹

# 初等・中等・高等 それぞれの対応枠組み

初等教育

中等教育

- 特別支援教育
- インクルーシブ教育システム



高等教育

2012（平成24）年12月

障が**い**のある学生の修学支援に関する検討会報告

（第一次まとめ）

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/24/12/1329295.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/24/12/1329295.htm)



2017（平成29）年4月

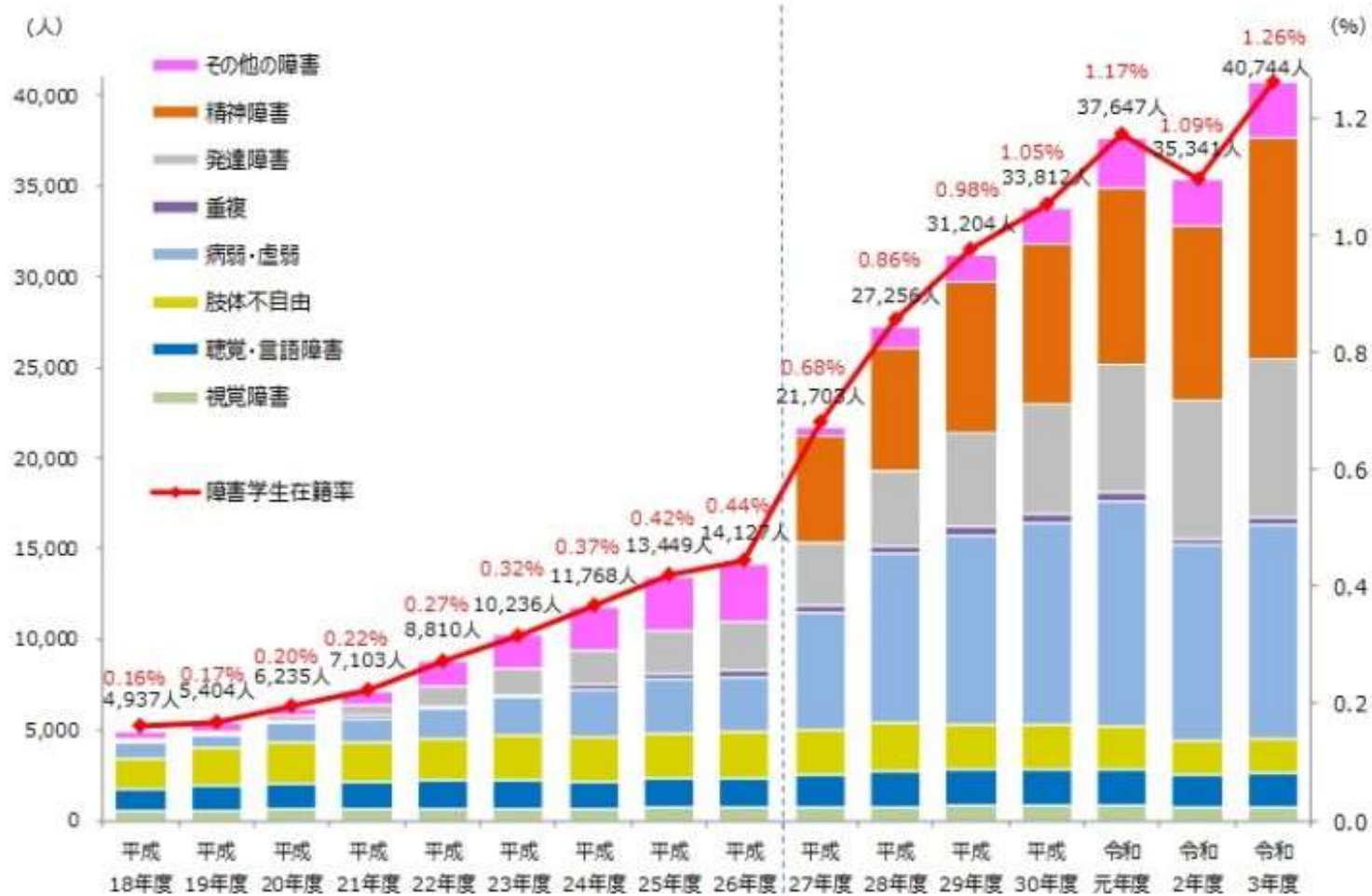
障**害**のある学生の修学支援に関する検討会報告

（第二次まとめ）

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/koutou/074/gaiyou/1384405.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/074/gaiyou/1384405.htm)



# 高等教育機関における障害学生数



「日本学生支援機構 令和3年度（2021年度）大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書」より

# 2012 (H24) 年「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）」

## 障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）概要

平成24年12月 文部科学省

- 我が国の高等教育段階における障害のある学生の修学支援の在り方等について検討するため、平成24年6月、高等教育局に本検討会（座長：竹田一則 筑波大学大学院人間総合科学研究科教授）を設置。
- これまで計9回にわたり検討を行い、（1）大学等における合理的配慮の対象範囲、（2）同合理的配慮の考え方、（3）国、大学等及び独立行政法人等の関係機関が取り組むべき①短期的課題、②中・長期的課題などについて、第一次まとめとして取りまとめ。

### 大学等における合理的配慮の対象範囲

- 「学生」の範囲  
大学等に入学を希望する者及び在籍する学生  
(科目等履修生・聴講生等、研究生、留学生及び交流校からの交流に基づいて学ぶ学生等も含む)
- 「障害のある学生」の範囲  
障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生
- 学生の活動の範囲  
授業、課外授業、学校行事への参加等、教育に関する全ての事項を対象  
※教育とは直接に関与しない学生の活動や生活面への配慮は、一般的な合理的配慮として本検討の対象外とした。

### 合理的配慮の考え方

合理的配慮は、大学等が個々の学生の状態・特性等に応じて提供するものであり、多様かつ個性が高いもの  
→大学等において提供すべき合理的配慮の考え方を項目別に整理

#### 主な記載内容

- ①機会確保：障害を理由に修学を断念することがないように、修学機会を確保することが重要。また、教育の質を維持することが重要。
- ②情報公開：障害のある大学進学希望者や学内の障害のある学生に対し、大学等全体としての受入れ姿勢・方針を示すことが重要。
- ③決定過程：権利の主体が学生本人にあることを踏まえ、学生本人の要望に基づいた調整を行うことが重要。
- ④教育方法等：情報保障、コミュニケーション上の配慮、公平な試験、成績評価などにおける配慮の考え方を整理。
- ⑤支援体制：大学等全体として専門性のある支援体制の確保に努めることが重要。
- ⑥施設・設備：安全かつ円滑に学生生活を送れるよう、バリアフリー化に配慮。など

### 関係機関が取り組むべき課題

#### 短期的課題

- 各大学等における情報公開及び相談窓口の設置  
・各大学等は、受入れ姿勢・方針を明確に示し、広く情報を公開することが必要。  
・また、相談窓口の統一や支援担当部署の設置が必要。
- 拠点校及び大学間ネットワークの形成  
・国は、優れた取組を実施し、近隣地域の大学の支援体制向上に積極的に寄与する大学等を地域における拠点校として整備することが重要。

#### 中・長期的課題

- 関係機関が取り組むべき中・長期的課題について、以下のとおり整理
- ①大学入試の改善、②高校及び特別支援学校と大学等との接続の円滑化、③通学上の困難の改善、④教材の確保、⑤通信教育の活用、⑥就職支援等、⑦専門的人材の養成、⑧調査研究、情報提供、研修等の充実、⑨財政支援

### 今後の取扱い・課題

- 全ての学生や教職員への理解促進・意識啓発を行うことで、各大学等の受入れ体制の温度差をなくすることが重要であり、現時点における一つの指針として活用されるよう本報告を取りまとめ。
- 今後、各大学等の状況等を踏まえ、大学等における種々の事例・知見を蓄積しつつ、さらに具体的な検討を進めていくことが必要。
- また、本報告で整理した合理的配慮の考え方についても、他の分野における状況や支援技術の進展等に応じ、見直しを図ることが必要。
- その他、合理的配慮決定において合意されない場合の解決手段、通学等の課題については、引き続き検討。



# 2016 (H28) 年「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告 (第二次まとめ)」

## 障害のある学生の修学支援に関する検討会(平成28年度) 第二次まとめ(概要)

- 平成28年4月の障害者差別解消法の施行等を踏まえ、各大学等において障害のある学生支援の体制が整備されてきたが、これらの学生の在籍者数の急増に伴い、今まで以上に対応が困難な状況や新たな課題が生じている。
- こうした状況を踏まえ、障害者差別解消法の施行を踏まえた高等教育段階における障害のある学生の修学支援の在り方について検討を行うため、「障害のある学生の修学支援に関する検討会」を開催。平成29年3月に検討結果を「第二次まとめ」として取りまとめ。

### 第一次まとめの進捗状況

全体的に一定の進捗。一方で未だ不十分な部分もあり、一層の体制整備や専門人材の育成が必要。

### 検討の対象範囲

- 第一次まとめの検討範囲を踏襲。
- 加えて、第一次まとめで議論できなかった「教育とは直接関係しない学生の活動や生活面への配慮」も対象。(参考となる配慮事例を提示。)

### 差別解消法を踏まえた「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮」の考え方

#### (1) 基本的な考え方

- 「不当な差別的取扱い」: 正当な理由なく何らかの条件を付すこと。正当かどうかは個別事案ごとに判断。一般的・抽象的理由は不適切。
- 「合理的配慮」: 第一次まとめを踏襲。「社会モデル」の理解が不可欠。

#### 具体的な内容

#### (2) 大学等における実施体制

各大学の規模等を踏まえ、複数の大学等による資源の共有の工夫が重要。①事前的改善措置(中・長期的な取組)、②学内規程(対応要領や障害学生支援に関するルール作成・公表)、③組織(主なものは意思決定機関の「委員会」、一元的対応の「専門部署・相談窓口」、調整機関の「第三者組織」)

#### (3) 合理的配慮の決定手順

①障害のある学生からの申出(学生自ら必要な支援申出が出来るような視点も重要。原則根拠資料必要。)、②学生と大学等による建設的対話(学生本人の意思決定を尊重)、③内容決定の際の留意事項(教育の目的・内容・評価の本質部分を変えない)、④決定内容のモニタリング

#### (4) 紛争解決のための第三者組織

中立的立場で調停できる組織。調停が不調の場合の学外の相談・調停窓口に関する情報の周知も重要。

### 各大学等が取り組むべき主要課題とその内容

#### (1) 教育環境の調整

変えることのできない教育の目的・内容・評価の本質を確認・維持した上で、提供方法の調整やアクセシビリティを確保する。

#### (2) 初等中等教育段階から大学等への移行(進学)

高等学校や特別支援学校高等部等で提供されてきた支援内容・方法等の大学等への引き継ぎの円滑化、大学等からの情報発信強化が重要。

#### (3) 大学等から就労への移行(就職)

障害者雇用促進に関する様々な制度やサービス、機関があり、学内にも就職支援関係部署が複数あるため、一般の学生に比べて就職活動が複雑。そのため、早い段階から学生に多様な情報や機会を提供するとともに、関係機関間のネットワーク作りが重要。

#### (4) 大学間連携を含む関係機関との連携

地域・課題単位での多層的な連携が必要。生活面への配慮を要する相談は、福祉行政・事業者と連携し、公的サービスやボランティアも含めた幅広い支援の検討が望まれる。

#### (5) 障害のある学生への支援を行なう人材の養成・配置

組織的な支援を適切に行なうため、様々な専門知識や技術を有する支援人材の養成・配置が不可欠。

#### (6) 研修・理解促進

教職員に加えて、支援補助学生を含めた学生全体に対しての理解促進の取組も重要。

#### (7) 情報公開

支援に関する姿勢・方針や取組は積極的に公開する。これらの公開にあたってはアクセス可能な形で情報提供することが重要。

### 社会で活躍する障害学生支援センター(仮称)の形成

障害のある学生支援の充実には関係者の共通理解と努力が不可欠。また、支援の手法に関する調査・研究・開発・蓄積と、これらの成果の現場への普及・共有が必要。

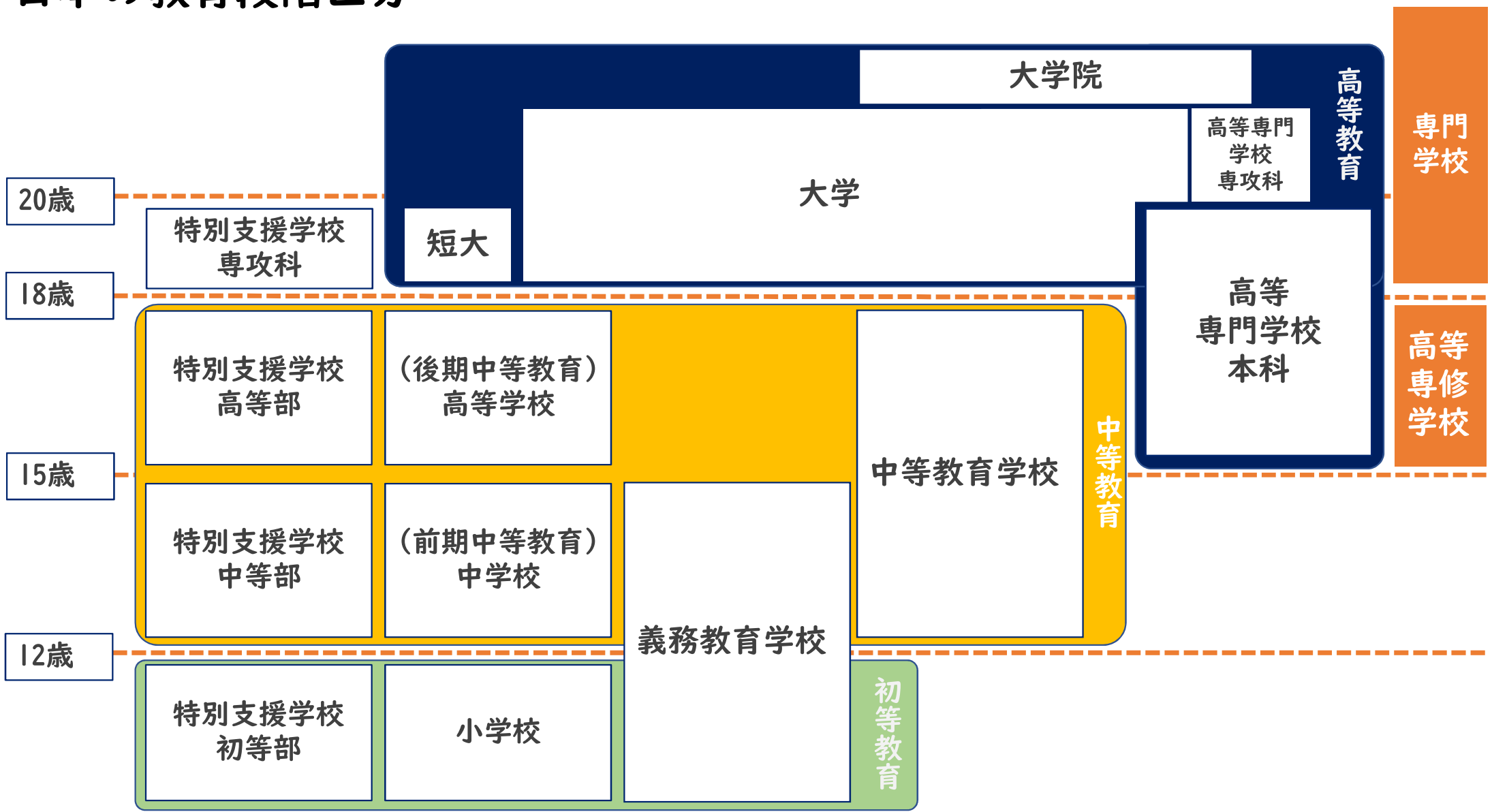
→ 幹事校と連携校、連携機関(福祉・労働行政、企業等)からなるセンターの形成。

### 【今後の議論が望まれる課題】

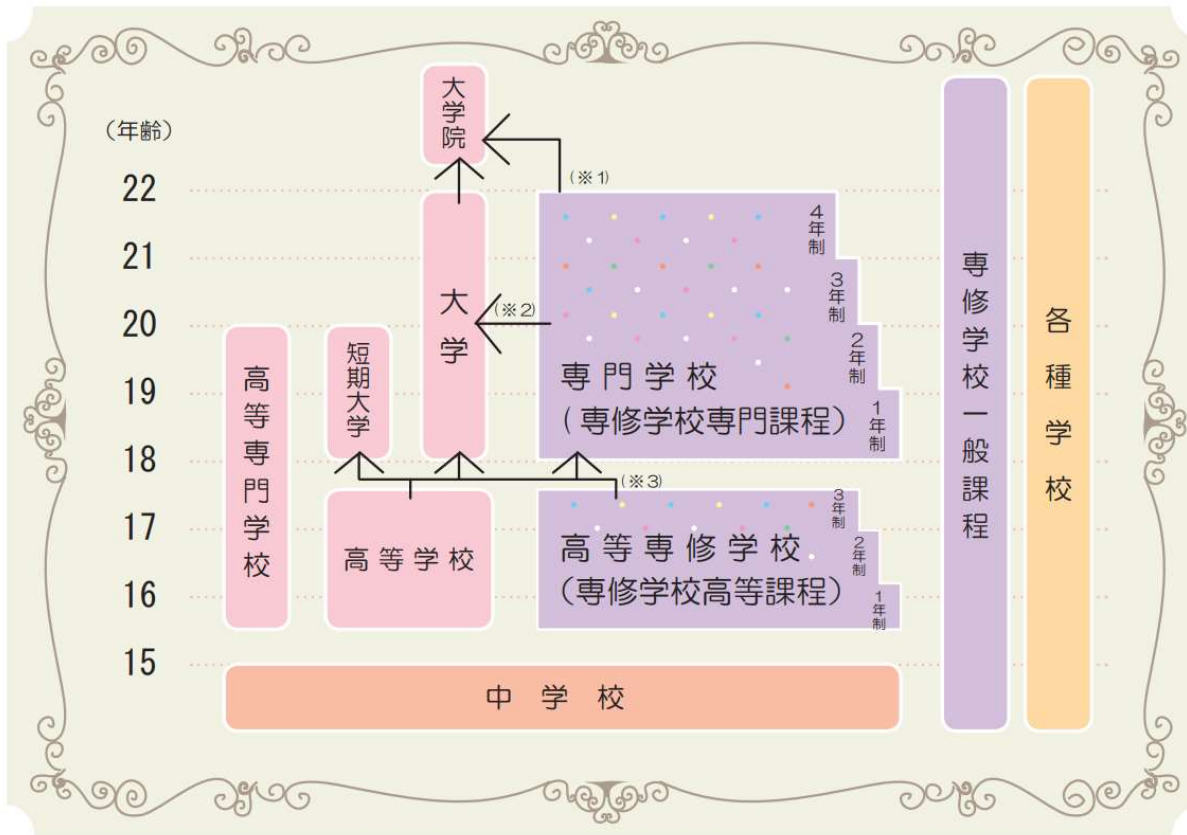
障害のある留学生への支援、障害のある学生への支援に積極的な大学等への評価、障害のある学生がいることを前提にした災害対策、障害のある教職員への支援



# 日本の教育段階区分



# 専門学校（専修学校専門課程）の位置づけ



高等教育の資格の承認に関するガイドライン  
～高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約～  
文部科学省高等教育局（H30→RI改訂）

我が国における規約上の「**高等教育機関**」は、学校教育法に規定される大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び**専門学校**（農業大学校を除く。）並びに省庁大学校たる国立看護大学校、職業能力開発総合大学校及び水産大学校とする。

**専門学校（専修学校専門課程）は高等教育機関の枠組みで対応する！**

# 支援に関連する条約・法律・指針・規約等の整理

障害者の権利に関する条約  
(障害者権利条約)

障害者基本法

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律  
(障害者差別解消法)

「文部科学省所管事業分野」における  
障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針

《初等・中等教育》 ※一部

- 「特別支援教育の推進について」
- 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」
- 「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告」

各教育委員会／私立学校でのポリシー・規定

《高等教育》 ※一部

- 「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）」
- 「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）」

大学ごとのポリシー・規定

初等・中等教育段階と高等教育段階では  
対応の考え方、システム、根拠が異なっていることに注意が必要！



# 「合理的配慮」と「特別支援教育」の関係

## ■ 「合理的配慮」 障害者権利条約 第二条 定義

障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

➡変更と調整を行う = 「機会の保障」のみ ※結果の保証は伴わない

## ■ 「特別支援教育」

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

➡その子の「得意」なところに着目し、「得意」なところを伸ばし、それが「拠り所」となるようにするための教育。≡「結果の保障」有

後期中等教育機関の  
高等学校では  
特別支援教育  
ができるため

履修困難な単位が  
あっても  
「教育的配慮」  
「校長裁量」で  
卒業できる可能性有

教育の質保証  
は  
全学生に必要

高等教育機関では「合理的配慮」によって「機会の保障」はできるが  
ダブルスタンダードによる評価、必修免除による「結果の保障」まではできない

多くの人（特に保護者）がこのことを知らない

不当な差別的取扱いとは

# 差別って何？

---

## Question

障害を理由とした「差別」とは何？

障害（≡機能制限）を理由として  
平等な機会  
(equal access, equal opportunity)  
が得られないこと

障害のある学生が  
学びにアクセスできない状態にしてはならない

# 不当な差別的取扱いの4分類



差別とは…障害により平等な機会  
(equal access, equal opportunity)が得られないこと。

直接差別	間接差別	関連差別	合理的配慮の不提供
障害があることを理由に排除（または制限／不利益取扱）すること	一見中立的でも、障害があると参加が難しい慣例等をそのままにすること	障害に関連することを理由として排除すること	合理的配慮を提供しないこと
（例）「障害があることを理由に入学を拒否すること」	（例）「紙と鉛筆の試験だけしか用意されない」	（例）「ハンセン病の身内がいることにより家族が差別的扱いを受ける」	（例）「印刷された文字を読むことが難しい視覚障害のある受験生に求められた、問題用紙の拡大印刷や点字の試験問題の提供等をしていないこと」

内閣府障害政策委員会差別禁止部会による分類  
→ 「平成27年度全国障害学生支援セミナー 体制整備支援セミナー4」（独）日本学生支援機構 東京大学 近藤武夫氏の講演より

# 不当な差別的取扱いとは？



正当な理由なく何らかの条件を付すこと。

→ 正当かどうかは個別事案ごとに判断。一般的・抽象的理由は不可

## 〔機会の提供の拒否〕

- 受験、入学の拒否
- 授業受講や研究指導の拒否
- 施設等の利用サービスの提供拒否など

## 〔条件を付ける〕

- 保護者の同行を求める
- 情報保障手段を用意できないという理由で、授業や行事等への参加を拒否する

## 〔場所・時間などの制限〕

- オフィスアワーに、障害のある学生に対してのみ制限を設ける



障害のない学生にはしない対応や要望を

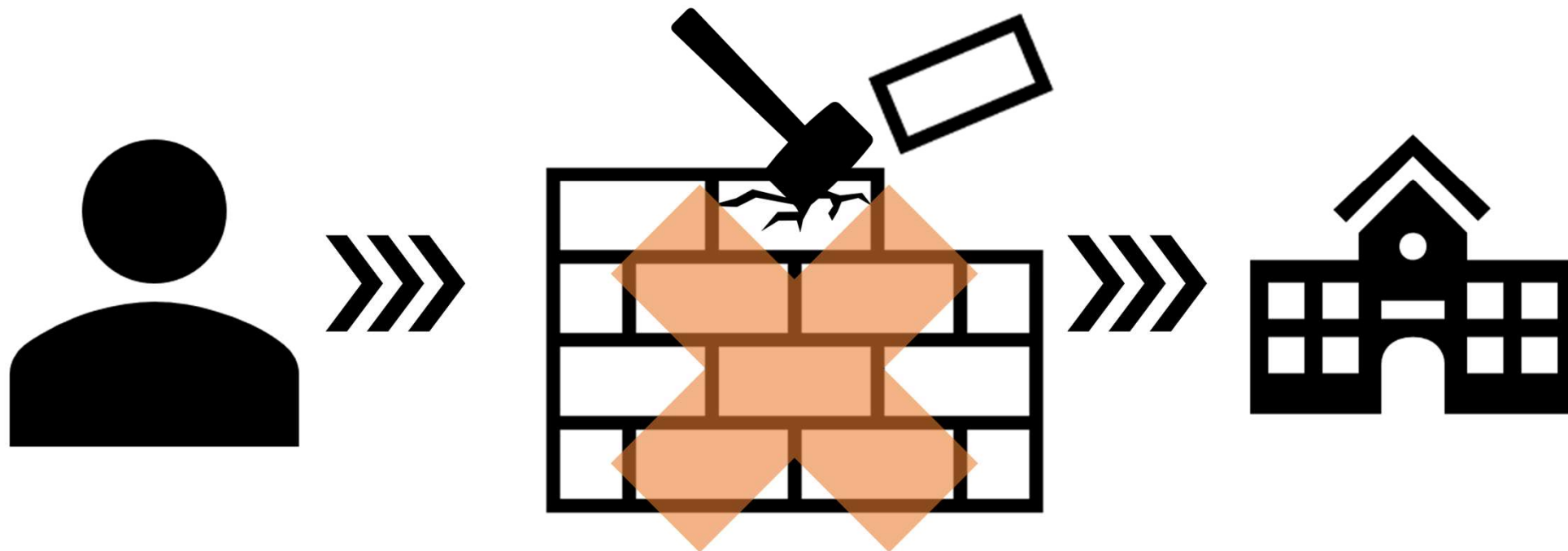
障害のある学生に対してだけするのは差別

(例 障害のない学生に対し

「保護者と一緒に大学で勉強しなさい」と言いますか?)

# 合理的配慮とは

## 合理的配慮提供の検討において特に大事なのが



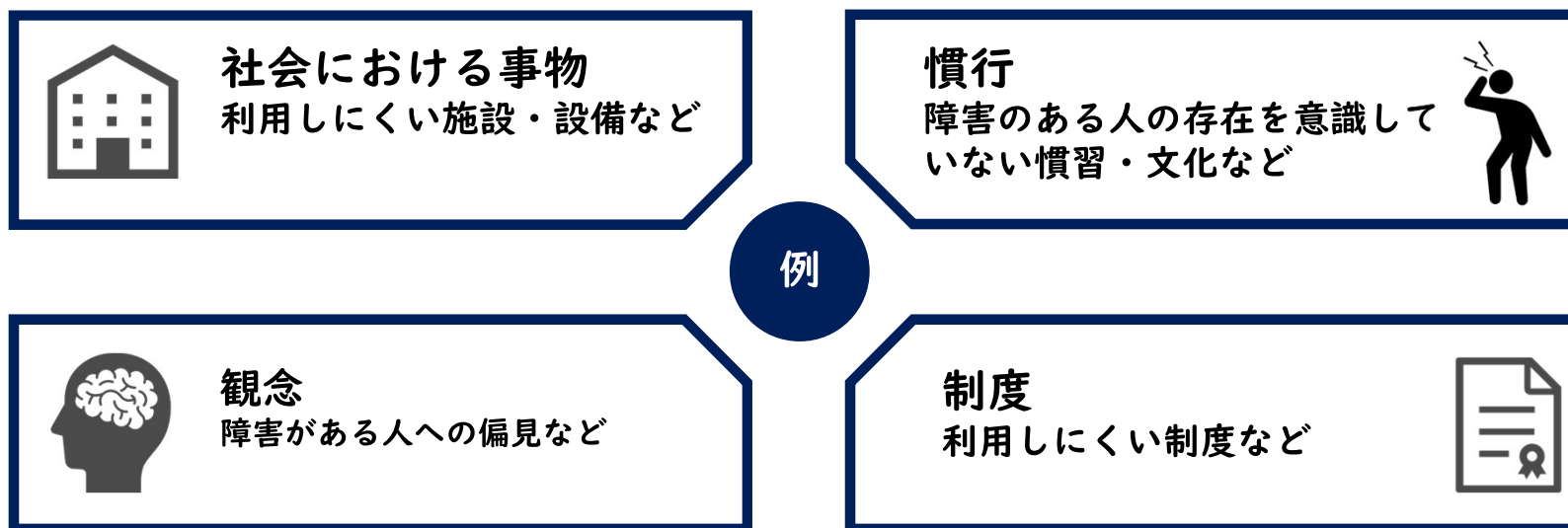
障害のある学生が大学等での修学をはじめとした  
さまざまな活動への参加を阻む

「社会的障壁」を変更・調整によりいかに取り除くか？

※ 社会的障壁とは「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」

# 社会的障壁（バリア）とは？

多数派によって構成された社会システムは  
多数派ではない人にとって障壁になる



本人と関係者が合意できる範囲で社会的障壁を除去する変更調整  
= 『**合理的配慮** (Reasonable Accommodation) 』  
が本人の権利として近年認められた



# 「合理的」に当てはまる二つの英単語から考える

+ 不採用

Rational

「経済合理性」

「目的合理性」

「自分の願い」を  
最大限に叶えるために  
最適な手段

○ 採用

Reasonable

「適利的」

自分と目的を異にする  
他者からみても  
『理にかなった』手段



合理的配慮 = Reasonable Accommodation

提供「する側」と「される側」の建設的な対話に基づき  
双方「合意」の上で提供されるもの

※ 合理的配慮は本人（保護者）と大学等との双方の合意なく提供されることはありません。

【参考】井上達夫（2006）「公共性とは何か」井上達夫編『公共性の法哲学』ナカニシヤ出版

# 合理的配慮内容の構成要素

- 1: 個々のニーズ
- 2: 機会平等
- 3: 意向尊重
- 4: 社会的障壁の除去
- 5: 非荷重負担
- 6: 本来業務付随
- 7: 本質変更不可



川島聡 他 (2016) 『「合理的配慮」対話を開く 対話が拓く』, 有斐閣

これらに該当しない、逸脱する場合であっても、本人や家族と十分な話し合い  
=建設的な対話をし、お互いに納得できる状況を作ることが大切である。

# 改正障害者差別解消法 可決成立

2016(H28)年

## 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第六条までの規定は、公布の日から施行する。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第八条第二項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

### 【現行法】 民間事業者の合理的配慮提供は努力義務

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

2021(R3)年

3月 9日 改正閣議決定

4月20日 衆議院において可決

5月28日 参議院において可決成立

→ 「公布の日」から3年以内に施行



### 【改正後】 民間事業者の合理的配慮提供も義務！

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。しなければならぬ。

民間事業者での合理的配慮提供義務化まで1年半を切る！